

JAL PassAge コーポレートプラン 航空旅行保険のご案内

JAL PassAge コーポレートプランでご購入いただいた国際線航空券で海外渡航される場合には、「航空旅行保険」が自動的に付帯されます。ご出発前のお手続きも一切不要です。また、他に海外旅行保険付帯のクレジットカード（個人・法人）をお持ちの場合でも、本旅行保険が別途適用されます。

《補償内容および保険金額》

補償内容	保険金額
傷害死亡	6,000万円
傷害後遺障害	上記金額の4%～100%

1. 保険金をお支払いする場合

PassAge コーポレートプランで購入した定期運航航空会社の国際線航空券^{*1}で乗客として海外渡航される方、PassAge コーポレートプランで購入した AMTRAK（米国内鉄道）乗車券で移動される方（以下「被保険者」という）が、出発してから目的地に到着するまでの間^{*2}に偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または後遺障害^{*3}に至った場合に保険金が支払われます。

* 1：国際線に乗り継ぐために搭乗する日本の国内線区間も含まれます。

* 2：「出発してから目的地に到着するまでの間」とは、次の場合をいいます。

- ・特定航空機（PassAge コーポレートプランにより購入した航空券で搭乗する航空機）に乗客として搭乗している間
- ・特定航空機に搭乗するための公共交通機関搭乗中
- ・特定航空機から降りて目的地に行くための公共交通機関搭乗中
- ・搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内に滞在中
- ・特定航空機が不時着陸した場合において、次のいずれかに該当する間に定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗中の被保険者が被った傷害
ア. 被保険者が引き続き保険証券記載の目的地へ赴く場合は、目的地に到達するまでの間
イ. 被保険者が保険証券記載の出発地へ戻る場合は、出発地に到着するまでの間

* 3：後遺障害の等級に応じて、傷害死亡保険金の4%～100%の保険金が支払われます。

※保険責任は出発日の前日午前0時（日本国標準時）に始まり、被保険者が最終目的地に到着した時までとなります。

※被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者がその航空機または船舶に搭乗中の事故により傷害を被って死亡したものと推定します。

2. 保険金受取人

・死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。

・後遺障害保険金の受取人は被保険者となります。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

事故または症状が次の事由に起因する場合、保険金は支払われません。

- ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意（ケンカ、自殺、犯罪行為等）
- ・被保険者の他覚症状のないむちうち症、腰痛
- ・戦争、その他の変乱、放射線照射、放射能汚染
- ・前記1.に記載の航空便以外による移動中の事故
- ・被保険者の脳疾患、心神喪失
- ・前記1.の航空券が、不法に発券された、もしくは不法に使用された場合など
- ・被保険者の出産、早産、流産

4. 保険金請求手続き

・事故発生の場合は、事故の日から 30 日以内に以下 PassAge デスクまでお知らせください。

・事故連絡受付後、引受保険会社より保険金請求に必要な書式・書類をご案内いたします。事故後 90 日以内に事故を証明するものとともにご提出ください。保険金請求書類が完備し、保険金受取人が確定した時点で引受保険会社より保険金をお支払いいたします。

5. 引受保険会社および取扱代理店

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店：株式会社 JALUX

<JAL PassAge コーポレートプランに関するお問い合わせ>

株式会社 JAL サンライト PassAge デスク

東京都大田区羽田空港 3-5-1 JAL メインテナンスセンター1

TEL 03-5796-1118 (9:30～12:00 13:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休み)

※上記の内容は概要であり、実際の補償の可否は「傷害保険普通保険約款・特約条項」によります。

※記載の内容は 2020 年 10 月現在のものです。サービス内容は予告なしに変更される場合があります。